

地震により被災された国民健康保険の被保険者（加入者）の方が、医療機関を受診する際に、医療機関の窓口で次のいずれかに該当することを申告することで、医療費の一部負担金（窓口負担）の支払いがいったん猶予され、さらに免除されます。

※免除を受けるためには、下の要件（対象となる方）に該当する必要がありますので、申告の内容について、後日、確認する場合があります。

**【対象となる方】**

- ・住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

**【対象期間】**

平成28年7月末までの受診分

**【問い合わせ先】**

市民課 国保年金係

電話 0964-32-1417（直通）

0964-32-1111（内線 1151）